

令和7年度小田原市高齢者施設等物価高騰対応支援金に係るQ&A

No.	質問・回答
1	<p>事業の概要を教えてください。</p> <p>燃料費・光熱費・食材費が高騰し、高齢者施設等の運営を圧迫している状況を踏まえ、安定した介護サービス供給体制を維持できるよう、市内高齢者施設等に対する補助を行うものです。</p>
2	<p>支援の対象となるサービスは何ですか。</p> <p>令和7年度小田原市高齢者施設等物価高騰対応支援金支給要綱の「別表」をご確認ください。</p>
3	<p>支援の対象とする経費は何ですか。</p> <p>燃料費・光熱費・食材費の高騰額に相当する経費です。</p>
4	<p>支援金の使途は限定されていますか。</p> <p>使途の限定はしていませんが、本支援金の趣旨を踏まえて活用してください。</p>
5	<p>令和8年1月2日以降に指定を受けた事業所は対象となりますか。</p> <p>令和8年1月1日以前に神奈川県又は小田原市の指定等を受けて、申請日時点で現に運営している事業所が対象であるため、1月2日以降に指定を受けた場合には対象となりません。</p>
6	<p>支援の対象期間はいつですか。</p> <p>令和8年1月から同年3月までの3箇月間です。 ※申請受付期間とは異なります。</p>
7	<p>令和8年3月末までに事業の廃止又は休止した事業所に対しては、支援金は月割で支給されますか。</p> <p>令和8年1月1日で指定を受け、かつ、申請日時点で、令和8年3月末までの間に事業の廃止又は休止をせず、運営を継続する予定である事業所が支給申請の対象となるため、申請後に急遽、廃止等の措置を行った場合でも、実際の運営期間に応じた金額ではなく、一律の金額を支給します。</p>
8	<p>令和8年1月1日以前に神奈川県又は小田原市の指定等を受けており、令和8年2月1日付で定員を変更した場合、支給申請額の基準日はいつになりますか。</p> <p>令和8年1月1日時点での定員を基準として単価を乗じます。</p>
9	<p>神奈川県の「神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金支給(介護分)」の申請をしたが、小田原市の本支援金の申請をしても良いですか。</p> <p>神奈川県の支援金の申請をした場合も、市支援金の申請は可能です。</p>
10	<p>同一法人内に支給対象となる事業所が複数ある場合、事業所ごとに申請すれば良いですか。</p> <p>同一法人内に支給対象となる事業所が複数ある場合は、法人でとりまとめの上、一括してご申請ください。</p>

No.	質問・回答
11	<p>申請方法を教えてください。</p> <p>原則、電子申請システム経由で申請を受け付けます。 電子申請システムにおいて、ホームページからダウンロードした支給申請書等の必要書類を添付してください。</p>
12	<p>申請者と口座名義人は同一でないといけませんか。</p> <p>申請者と口座名義人は、原則、同一人となります（役職名も同じ）。口座名義が法人名又は法人代表者名と異なる場合には、委任状の提出が必要となります。 なお、委任状は、法人代表者名及び代表者印を押印の上、電子申請システムにおいて、スキャンしたPDFデータを添付してください。</p>
13	<p>支援金の振込みはいつ頃になりますか。</p> <p>申請から2箇月程度で指定口座に振り込むことを想定しています。</p>
14	<p>実績報告の提出や精算は必要ですか。</p> <p>申請時点ではサービス種別に応じた単価を一律で設定していることから、本支援金については、実績報告の提出や精算は不要です。</p>
15	<p>既に利用者の負担額を値上げした事業所は支援対象となりますか。</p> <p>支援対象となります。ただし、支給金の支給を受けた事業所は、光熱費、燃料費又は食材費の高騰分を理由とした利用者負担額の引き上げ等の利用者への影響を極力少なくするよう努めてください。</p>
16	<p>同一事業所として、介護保険サービスの訪問介護、障害福祉サービスの居宅介護のサービスを提供している場合、支給申請額はいくらになりますか。</p> <p>同一事業所として介護保険サービス及び障害福祉サービスを提供している場合は、高齢者施設等物価高騰対応支援金のみ対象となります。</p>
17	<p>複数サービスを運営している事業所があるが、重複についてどのように整理していますか。</p> <p>令和7年度小田原市高齢者施設等物価高騰対応支援金支給要綱「別表」の「備考」をご確認ください。</p>
18	<p>定員を満たしていない事業所の場合、支援金の支給額はいくらになりますか。</p> <p>実際の入所者数ではなく、定員数で支援金額を算定してください。</p>
19	<p>返還を求める場合がありますか。</p> <p>虚偽の申請であること等が判明した場合は返還を求める場合があります。</p>